

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2021年10月20日 第105号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

目次

● 茨城・布川国賠 検察の違法捜査も認め「完全勝利」	p1
● なぜ、布川事件は勝てたのか 布川国賠裁判 原告・桜井昌司さん	p2
● 大阪・東住吉冤罪事件青木国賠 判決、来年3月15日に	p3
● 三重・名張毒ぶどう酒事件 「死刑判決52年行動」に100人	p5
● 滋賀・日野町事件 三者協議の開催もとめオンライン集会	p6
● 再審法改正の署名にご協力を	p8
● 獄中からの手紙 栃木・今市事件 勝又拓哉さん	p9
● NEWS Flash/今後の主な日程	p10
● 再審・えん罪事件全国連絡会 第30回総会のご案内	p11

茨城・布川国賠

検察の違法捜査も認め「完全勝利」

国と県、上告できず 桜井さんの勝訴が確定

強盗殺人犯とされ、無期懲役刑を受け、29年間を獄中で過ごし再審無罪となった茨城・布川事件の桜井昌司さんが、警察（県）と検察（国）の責任を追及していた国賠裁判で、東京高裁（村上正敏裁判長）は8月27日、国と県の訴えを退け、一審の勝訴判決を維持し、国と県に約7400万円の賠償を命じました。さらに、一審で認めた警察官の取り調べの違法にくわえて、検察官の取調べも違法だと認め、冤罪を作り出した警察・検察を再び断罪しました。



勝利を報告する弁護士と桜井さん(東京高裁前)

判決後、支援者から大きな拍手と歓声で迎えられた桜井さんは、「(言いたかったことがそっくり認められ) 判決を聞きながら初めて胸が一杯になった」と目を潤ませました。国と県は期限の9月10日までに上告をせず、判決が確定しました。（村上正敏裁判長、遠藤浩太郎裁判官、板野俊哉裁判官）

次ページに、再審えん罪事件全国連絡会に寄稿された桜井さんのコメントを掲載。別紙で9月23日の布川国賠を支援する会総会での谷萩陽一弁護士長の報告を掲載します。

寄稿

なぜ、布川事件は勝てたのか

布川国賠裁判 原告・桜井昌司さん

布川事件は国賠裁判でも勝利し、その判決が確定しました。多くの皆さんのお力添えで勝てた闘いを振り返りまして、実に多くの皆さんに助けて頂いたことを想い、ただただ感謝の気持ちで一杯です。ありがとうございました。

あれは何年前だったのでしょうか、総会で講演された水谷先生が「布川事件がなぜ勝てたのか判らない」と話されたことがありました。本人は、当然の勝利だと思っていたので専門家はそうなのかと意外でした。

* *

なぜ勝てたのか、まずは弁護団の力です。望めば新聞記者でさえも会議に参加させた開放性もある中で、総ての問題点を検討して、隠されている無実を示す証拠の開示を実現させて、裁判官を説得することに成功しました。

次は支援者です。弁護団会議などにも積極的に参加しましたし、法廷外の活動としてコンサートや集会など、実に多彩な活動をして布川事件の真相を社会に広めました。毎月2千部のニュースを印刷して全国に配布し続けたことが、いかに闘いの裾野が広がったかを示すことだろうと思います。

最後に私たちの力もあったと思います。冤罪当事者は自分のことです。誰よりも事実を知っています。真実が判っています。私と杉山は、その体験の事実を自分の言葉で語り、文字にして社会に訴え続けました。

救援会的な言葉では「モベヒの団結」と言いますが、弁護士、支援者、当事者が力を結集できたからの勝利だったと思っています。

今回の判決では54年前に書いていた日記の記述を引用した部分もありました。警察官に自白強要の事実を抗議して出した手紙の引用もありました。身の潔白を示すためにおこなったことは、何時か無実を語る証拠になるのだと教えられました。

やっと自分の体験した事実が、そのままに認められました。事実を事実と認められることが、こんなにも嬉しいとは思いませんでした。初めて無罪判決を得たような喜びでした。

* *

ただ、私は勝ちましたが、何も解決していません。茨城県警のコメントは「判決を真摯に受け止めて、これからも緻密に職務をおこなう」です。これからも同じようにやるそうです。東住吉事件の青木恵子さんの国賠裁判で「犯人だと思っている」と公言した元刑事。湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さんの国賠裁判で「それでも西山さんが殺した」と放言する滋賀県警。法治国家の根源を歪める、この警察がある限り、これからも同じように冤罪は作られます。

これからの私の闘いは冤罪を作り出す警察と検察の手を縛ることです。冤罪を作る行



判決後の報告集会で
笑みを浮かべる桜井さん

為を許さない法律を作ることです。

あるとき私は拘置所で、刑務所で闘っていました。そして社会に帰って同じよう闘い続けました。その日々は、何一つ無駄ではなくて今日の勝利を生み出しました。今闘っている仲間の皆さんも、どこで何をしているにしても、その場所で自分の無実を示す行動を重ねてください。その行動が、何時か必ず勝利の力になります。皆さんの行動と声は、必ず社会に届いて冤罪を作るな、作らない法律を作れという力になります。私たちの声こそ、社会を変える力です。希望を持って頑張りましょう、

大阪・東住吉冤罪事件青木国賠

判決、来年3月15日に指定

国と府は反省ないまま結審

放火殺人の犯人とされ、再審無罪を勝ちとった大阪・東住吉冤罪事件の青木恵子さんが、警察・検察の責任を追究している国賠訴訟の口頭弁論が9月16日、大阪地裁で開かれ、結審しました。

原告の青木さんは再審公判で「真っ白な無罪判決」を実現したものと、誇らしく真っ白のワンピースにジャケット姿で、法廷に臨みました。

開廷と同時に本田裁判長は、傍聴席に向かい、コロナ禍で十分な傍聴席を保障できずに申し訳ないと詫び、青木さんにはねぎらいの言葉をかけました。



裁判後に桜井さん(右)と

最終意見陳述で、弁護団は、26年前の事故がいかにして事件に作り上げられたのか、自白強要など違法な取調べの実態とともに、自然発火の可能性が疑われたにもかかわらず、放火殺人事件として立件するために、再現実験もせず放火と断定、実行行為者とされたB氏の自白内容と矛盾する証拠の隠蔽（いんぺい）工作をおこなうなど検察官の違法も詳述。冤罪は司法による人権侵害であるとして、原告の主張に基づく適正な判決を求めました。

意見陳述した青木さんは、娘殺しの母親という汚名を着せられ、有罪となり受刑者として務めさせられた、この悔しさ、屈辱は言葉では言い尽くせないと言ひ、今日の白のワンピース以上の純白な完璧な判決をと訴えました。裁判はこの日で結審しました。

口頭弁論に先立ち裁判長は弁護団に対し、9月に勝訴が確定した布川国賠の判決文を証拠として提出するよう指示していましたが、作業が間に合わず、この日、裁判長は参考資料とすると被告側にも通告。裁判官の手元には青木さんの著書『ママは犯人じゃない』が置かれているという異例づくめの法廷でした。判決は来年3月15日。

〈要請先〉〒530-0047 大阪市北区西天満 2-1-10 大阪地裁・本田能久裁判長

(救援新聞より転載)

誤判救済の流れを止めない

東住吉事件国賠 原告 青木恵子さん

結審となった青木国賠。判決に向けた思いについて、青木恵さんは次のように話しました。

2016年8月に無罪判決を勝ち取りましたが、二度と私のようなえん罪に巻き込まれる被害者を生み出して欲しくないとの思いから、国賠裁判を起こして闘ってきました。裁判は9月に結審して、来年3月15日が判決となりました。

国賠裁判で元刑事は、私を「今も犯人だと思っている」と言いました。私を犯人扱いする国、大阪府には、怒りを乗り越えてあきれられるばかりです。私は酷い、酷い取調べを受けて傷つけられたことが後遺症として残り、この先も一生消えることも忘れることもなく生きていかなければならないのです。娘を助けられず、自責の念を抱えているだけでもつらく、苦しい上に、犯人だと言われ続けて生きていくのでしょうか。せめて国と大阪府が、間違いを認めて反省し、「もう二度と冤罪を作りません。きちんと検証します」と謝罪してくれれば、どれだけ私の心が救われるのでしょうか。

この裁判、必ず勝ちます。裁判長は、「原告は、本人尋問をやった裁判体に判決を受けたいはずだから」と言っただけで書面提出の期限を早くさせたり、満席で傍聴人が入れなかったときはお詫びの言葉を述べていました。そして、8月に東京高裁で勝利し9月に確定した布川国賠の判決文を参考資料として提出するよう求められました。警察と検察の違法捜査を断罪した判決文を参照したいというのですから、これまでの裁判長の態度を見ても、絶対に勝てるものと信じています。

桜井さんの国賠勝利につづいて私も勝ったら、次は湖東記念病院事件国賠の西山美香さんに勝利のバトンをつなぎたい。開き始めた再審開始の扉、誤判救済の流れを止めるわけにはいきません。名張事件、袴田事件、日野町事件、大崎事件と、無実の人を救済する流れを作ることができれば、いま冤罪の苦しみに耐えて無実を叫んでいる仲間たちにも希望の光になるはずです。冤罪仲間と共に無罪を喜び合える日まで、手紙、面会で励ましながら、共にたたかっていきます。

(聞き手=編集部)



三重・名張毒ぶどう酒事件

「死刑判決52年行動」に100人

封かん紙鑑定が「真犯人」の存在を証明 審理は佳境に

えん罪名張事件・愛知の会 事務局長 田中哲夫

「糊問題が、まさに今、佳境を迎えています！」

逆転死刑判決から52年となった9月10日、名古屋高裁前で取り組んだ「死刑判決52年行動」で弁護団報告に立った市川哲宏弁護人の第一声です。

名張事件・全国の会が、全国の皆さんに参加を呼びかけたこの行動は、折からのコロナ第5波による緊急事態宣言により愛知を中心に取組みざるを得ませんでした。奈良、岐阜からもご参加いただき、総勢100名の行動になりました。さらに、直接参加に代えたメッセージ・寄せ書きの呼びかけに、遠くは岩手、栃木、千葉から、そして三重、岐阜、兵庫、愛知から200名を超える皆さんにご協力いただきました。その後も奈良、大阪、島根から届いています。要請行動になかなか参加できない遠方の皆さんの支援の声は、裁判所への強いアピールになるとともに、私たち支援団体のメンバーを大きく励ます心強いものでした。全国の皆さんのご支援に心より感謝申し上げます。



行動に参加する支援者(写真=国民救援会愛知県本部)

* *

冒頭の市川弁護士の言葉にあるとおり、名張事件の第10次(死後)再審は、事件発生から60年、そして、奥西勝さんの無念の獄死と妹の岡美代子さんによる再審申立から6年を経て、今、まさに大詰めを迎えています。昨年3月3日に開示された懇親会参加者の供述調書は、一度は栓を開けて毒物が混入されたぶどう酒びんに再び栓がされていた(封緘紙が巻かれていた)ことを明らかにしましたが、そこから導かれる「真犯人による封緘紙の貼り直し」の事実を科学的に証明したのが第10次再審の新証拠・「糊鑑定」です。この鑑定をめぐっては、既に弁護士・検察双方が意見書を出し合っており(意見書の応酬)、また、分析機器(F T I R)が推奨する圧力での封緘紙裏面の再測定がなされ、その結果に基づくより精密な新・鑑定書、意見書が澤渡千枝鑑定人から提出されています。裁判所も弁護人の主張に強い関心を示し、弁護団に対し気になっている点の求釈明がなされたことも報告されました。この求釈明に対し、科学的に説明を尽くした意見書が弁護団によって提出され、合わせてあらためて鑑定人の証人尋問実施とそのための進行協議の開催が申し入れられています。今後裁判所がどう対応するかは、今のところ不透明ですが、「糊鑑定」についての主張が出そろい、また、再審申立から6年、鹿野裁判長による審理も間もなく2年となる状況に鑑み、あくまでも私見ですが、場合によっては年内にも、遅くとも年度内に決定が出される可能性もあるのではないかと考えています。まさに今が正念場です。

* *

こうした情勢をうけ、行動に参加した渥美雅康国民救援会愛知県本部長、奈良の村上敦子さん、岐阜・関の会の安田眞澄さんからは、「糊鑑定で真犯人の存在は明らか」「奥西さんを獄死させた大きな汚点を再審開始で一刻も早く晴らしてほしい」「さらなる証拠開示で自白偏重から抜け出すべき」「この事件は訴えればまだ広がる」「92歳の岡さんに時間はない、一刻も早く再審開始を」との訴えがなされました。また、中川亜美弁護士は、裁判所に対して「上級庁をみるのではなく、事実と証拠を見て、良心に従って後世に誇れる公明正大な決定を求める」と強く呼びかけました。

元面会人の稲生昌三さんは、コロナのために参加がかなわなかった岡美代子さんの「兄・勝は絶対に無実です。人生を司法によって翻弄されたのです。私の命のある内に兄の名誉の回復をなんとしても果たしたいと念じています。」とのメッセージを紹介し、そのメッセージでも触れられていた、死刑判決当日の朝、再び無罪となって帰宅する奥西勝さんのために赤飯を炊いて送り出した母・タツノさんのもとへ戻るができなかった奥西勝さんのあまりにも悲しい人生、そして最後は獄死を強いられた無念を何としても晴らすため、「大きな支援の輪で、一日も早く再審開始をみんなの力で実現しよう」と訴えました。

* * *

集会後は、全国の会の宇佐見大司代表ほか、奈良、岐阜、愛知のメンバーで裁判所と検察庁要請を行いました。参加者は、8月27日に警察・検察の違法を断罪した布川国賠の勝利判決にもふれ、全ての証拠を開示させ、一刻も早く再審を開始するよう求めました。裁判所には全国から寄せられたメッセージ・寄せ書きと署名を提出、異議審に向けた個人要請署名は、51,325筆となりました。

事件発生から60年。必ずや再審開始・無罪を実現し、何としても奥西さんとそのご家族の無念を晴らして名誉を回復させる決意です。引き続きご支援を、どうかよろしくお願いします。

滋賀・日野町事件

三者協議の開催もとめオンライン集会

冤罪当事者が、「再審無罪のバトン」つなぐ決意表明

日本国民救援会滋賀県本部 事務局長 川東繁治

日本弁護士連合会主催の日野町事件市民集会が9月18日、大阪弁護士会館にて開催され、会場参加100名、ウェブで全国150カ所が参加しました。この集会は、検察の抗告から3年が経過し、検察、弁護側双方の主張がほぼ出そろった状況で、裁判所に三者協議の開催をせまり抗告棄却の盛り上がりをつくるために開催されました。台風14号が近畿を通過するなかでしたが大きな影響もなく、定刻に開会。岩崎淳司日弁連副会長の開会あいさつに続き、関西大学の里見繁教授（元MBSプロデューサー）によるドキュメンタリー「つくられた自白一日野町



訴える阪原弘さんの長男弘次さんと美和子さん

事件の真相」が上映され、続いて成城大学法学部の指宿信教授が「つくられたえん罪事件“日野町事件”を読み解く」と題してパワーポイントを使った講演が行われ、日野町事件はねつ造型えん罪事件の特徴が色濃く出ていると指摘。抗告審における新証拠のインパクトでは、死亡推定時刻についてナイト法医学書は、胃内容の分析によって食後経過時間がわかるという仮説に科学的根拠はないとしていること、また遺体の背中の死斑に左右差がないことについて、死亡直後から仰向けの体位、その後左伏せへの変更があったとして自白と矛盾することを指摘しました。

休憩をはさみ、幕間を利用して桜井昌司さんと野田淳子さんの歌唱が行われました。8月27日、東京高裁で国賠裁判に勝利（その後確定）した桜井さんが獄中で作った「ゆらゆら春」という曲を披露。続いて野田淳子さんが生まれて初めて経験した拘置所面会で、阪原弘さんと出会い作詞作曲した「父へ」を生ギターで熱唱しました。

※

このあと「再審無罪のバトンをつなごう」と題してえん罪当事者と家族が登壇し、湖東病院事件国賠裁判



冤罪当事者が一同に会し「再審無罪のバトンをつなごう」と決意

(2020.12.25 提訴)の西山美香さんが、県側提出の準備書面で「被害者を心停止の状態に陥らせたのは原告だ」と再審無罪判決を無視し、人権侵害を行っ

たことについて、三日月大造滋賀県知事が謝罪したことを報告しました。国賠裁判が結審した東住吉事件の青木恵子さんは、最終公判で「証拠は警察のものではない」と陳述。裁判長から布川国賠の判決書を当審に証拠提出して下さい、といわれたことも紹介しました。また早く裁判を終わって、えん罪仲間のために活動したいと述べました。袴田事件の袴田秀子さんは「55年経ちほんの少しの明かりが見えてきた。三者協議も3回行われた。支援のおかげで頑張れる」と述べました。大崎事件原口アヤ子さんの長女京子さんは「日野町事件と同じで証拠がねつ造され、犯罪者にでっち上げられた事件です」「母は94歳になったが“無実を勝ちとる”と笑顔で私たちを元気づけている」と述べました。名張毒ぶどう酒事件の故奥西勝さんの妹、岡美代子さんはメッセージを支援者に託し、代読されました。日野町事件の長女美和子さんは「日本弁護士連合会様にはこのような集会を開いて下さり感謝申し上げます」と謝意を述べ、「父が亡くなって10年。あのやさしかった父を忘れることはありません。父は私と妹のために刑務所に入れられたのです。たたかをやめれば私は父の娘でなくなるような気がします」「父の無実を、声を大にして裁判所に届けたい」と決意を述べました。

※

日野町事件弁護団長伊賀興一弁護士は、開始決定が出て3年2ヶ月。この間裁判長が4人代わった。一人目は2年間何もしなかった。二人目は第一次請求審で棄却をした裁判長が出戻りでこの抗告審の裁判長になることになった。我々は裁判の公正公平に反するとして大騒ぎをして一週間で割り替えになった。次の裁判長が三者協議を開き、三つの問題点について検察官に説明を求めた。一つ目は金庫の発見現場の図面に大きなずれがあるのはなぜか、二つ目は金庫発見現場引当てで帰りに撮った写真を往きに撮った写真として使ったのはなぜか、三つ目は遺体の背中の左右差のない死斑について、仰向けに置かれたあと左伏せに変えられているとの弁護側の新証拠につき、法医学者の協力も得て説明をするよう求めた。しかしその裁判長は退官してしまい、いまの裁判長に代わったが三者協議開催の要請に後ろ向き。これを乗り越えるために弁護団として頑張りたい、と述べました。また集会に出席している弁護団員が紹介され、盛大な拍手が贈られました。

この集会の共催団体として大阪弁護士会および滋賀弁護士会からも連帯のあいさつがありました。

再審法改正の署名にご協力を

「再審のルールを作ろう」をスローガンにかかげて活動している再審法改正をめざす市民の会が、国会請願署名を提起しています。来年の通常国会に向けて提出する予定となっています。本会も、この提起に賛同し、取り組みをすすめています。ぜひ、署名行動にご協力ください。「市民の会」では、署名活動を推進するためのビラや、街頭での署名活動に活用できるよう、ノボリや横断幕を作成していますので、ご紹介します。詳しくは市民の会へご連絡ください。



署名の意義を伝えるビラ

再審法改正をめざす市民の会

<https://rain-saishin.org/>

全国で初、県議会で意見書採択 岩手県

再審法改正を求める意見書採択運動が全国の地方議会に広がるなか、全国で初めて、岩手県議会で意見書が採択されました。日本国民救援会岩手県本部の水戸正男会長の報告を紹介します。

岩手県議会（五日市王議長）は、10月13日の本会議で「えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望する」と題した意見書を賛成多数で採択しました。

意見書で「再審は誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない」が、「現行の再審制度は、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていない」と指摘し、「1 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができない制度に改正すること」とし、衆参両院の議長、内閣総理大臣、法務大臣宛に提出されました。

同意見書は、日本国民救援会岩手県本部(水戸正男会長)が提出していた「再審法の速やかな改正を求める請願」によるものです。

岩手県内では、昨年12月の北上市議会、今年9月の花巻市議会の決議に続きます。都道府県段階の決議としては全国で初めてとなります。

獄中からの手紙 今市事件 勝又拓哉さん

10月10日に開かれた勝又拓哉さんを守る会の総会にたいし、勝又さんからお礼の手紙が届きました。一部を紹介します。

9月16日、新聞で湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さんの記事を読みました。再審で無罪になったにもかかわらず、県側主張は、西山さんが犯人であると主張したのを見て、自分たちが過ちを犯したことを頑として認めない、認めたくない、あきれたよりも悲しく思っていました。

人間は一生のうちに、何度も間違いをおこすものです。その不完全な生き物が作った法律、組織、機関が完璧なはずはなく、そこで働いている人間も完璧なはずはない。何一つ間違いを犯さないわけがないなら、間違いが起きた時、それを認識し、認めて、正していけばよい。そうしなければ良い法律にならないし、より良い組織、機関にならない。より良い世界、社会にしたいのなら、そうしなければならないのに、今回の裁判の主張は、記事を見て、本当に残念に思えてなりませんでした。今後は、少しでも良くしようと思う方が上に立つよう願うばかりです。



最後に自分の近況をお知らせしたいと思います。運動ですが、今はコロナ禍のため、工場外運動は週に1回。コロナワクチンは8月と9月に2回受けました。副作用は特に問題ありませんでした。

工場の作業は、いまのところ大きな変化はなく、自分のいる班の班長さんが、自分のことを信頼してくださって、自分の後釜に育てたいと言ってくださって、いろいろな作業を教えてくれて、ちょっと嬉しい気持ちにはなっています。

高卒認定は、11月6日、7日に受ける予定です。今回受けるのは三科目。国語、数学、英語です。英語は発音とか文法とか、いろいろ勉強できない面がありまして、今回はどういうやり方か見るために受けると割り切りました。受験料4500円で高めですが、無駄にせずに頑張ります。

マスクは1日1回不織布のものと交換しています。手の消毒はご飯を食べるときに工場ですみますが、舎房での食事のときは、消毒は使えないので、自費で購入したボディシートを使って、自己防衛をしています。30枚で584円とやや高いですが、仕方ない出費と思い、月に60枚分を購入しています。

舎房は4人での生活で、人間関係は大きな問題はとくにありません。小さいことはありますが、これぐらいはどこの雑居にもあることなので、自分のほうは特に問題はないと思います。いまのところ問題がないということで、ご安心していただければと思います。

NEWS FLASH

大崎事件で、再審請求の審理が大詰め 来年1月28日までに最終意見書

鹿児島・大崎事件で、10月14日、再審の三者協議が鹿児島地裁で行われ、最終意見書の提出日が来年1月28日に決まりました。裁判は大詰めに迎えています。

乳腺外科医師冤罪事件で、最高裁が口頭弁論を開く 有罪判決見直しの可能性

一審無罪が東京高裁で逆転有罪・実刑判決となり、最高裁に係属していた乳腺外科医師冤罪事件で、最高裁は口頭弁論を開くことを決定し、期日を2022年1月21日に指定しました。二審判決が見直される可能性があります。

今後の主な日程

- ▼10月27日（水）滋賀・日野町事件要請行動 正午 宣伝、午後1時 要請 大阪高裁
- ▼10月28日（木）三重・名張毒ぶどう酒事件要請 午後1時30分 名古屋高裁、3時 高検
- ▼11月10日（水）三重・名張毒ぶどう酒事件要請 午前10時 名古屋高裁、午後2時 高検
- ▼11月22日（月）静岡・袴田事件三者協議 東京高裁前での宣伝と要請行動
- ▼11月25日（木）滋賀・日野町事件要請行動 正午 宣伝、午後1時 要請 大阪高裁
- ▼11月26日（金）第254次最高裁統一要請 午前8時30分宣伝、10時刑事要請、11時民事要請
- ▼12月4日（土）再審えん罪事件全国連絡会 第30回総会（東京都内でリモート併用）
- ▼12月12日（日）布川国賠勝利報告パーティー 午後2時 東京プレスセンタービル 10F アラスカ
お申込みは支援する会まで

NHK「逆転人生」に桜井さんが出演

NHK の人気バラエティ番組「逆転人生」に、布川事件の桜井昌司さんが出演します。放送スケジュールは下記のとおりです。ぜひご覧ください。

- 1 1月22日（月）22時～22時45分
- 1 2月3日（金）23時40分～24時25分
- 1 2月6日（月）15時10分～15時55分

第30回総会のご案内

再審・えん罪事件全国連絡会

袴田事件の差し戻し決定の勝ち取り、布川国賠の勝利など、再審・えん罪事件をめぐって今年も大きな動きがありました。12月に本会の総会をおこないます。コロナウイルス感染再拡大のおそれもあるため、東京都内の会議室およびZOOMによるリモート参加の併用といたします。

【再審・えん罪事件全国連絡会第30回総会】

日 時 12月4日(土)午前10時～16時

会 場

■本会場

東京・江東区 亀戸文化センター 6階 第三研修室

136-0071 東京都江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ 03-5626-2121

<交通機関>

JR総武線、東武亀戸線「亀戸」
駅北口より徒歩2分

◇乗り換え案内

東京駅からJR総武本線快速線の千葉方面行に乗り、錦糸町駅でJR総武線に乗り換え1駅

◇上野駅からJR山手線の新橋、品川方面行に乗り、秋葉原駅でJR総武線各駅停車に乗り換え4駅目。

<お車の場合>

機械式駐車場あります。収容29台。ただし、高さ1.54m以下なので、ミニバンなどは入れません。料金は20分100円。

■リモート会場

リモート会議ソフトの「Zoom」をつかっておこないます。使い方について不安がある方は、事務局でお手伝いします。



記念講演

布川国賠・**桜井昌司**さん

「冤罪とたたかった54年を振り返って」(仮)

※記念講演は、youtubeで配信いたします。
詳しくは事務局にご連絡ください。



